各常任委員会に付託された主な案件について、審査した内容を掲載しています
結果については、８ページへ



委員会レポート



予算常任委員会　総務環境常任委員会　文教厚生常任委員会　産業建設常任委員会

予算常任委員会

委員	◎植山　太介　○川窪　幸治　町田　和己　大坪　元気　渡邊　理慧　渡邊　圭章 香山　二郎　野村　和人　藤田　直仁　山口　仁美　久保　史睦　前島　広紀

◎委員長　○副委員長

４件の議案（補正予算）を審査

ここに注目！ 霧島市一般会計補正予算（第４号）

13億9,125万６千円を可決

●物価高騰の影響を受けて補正が組まれた事業
地区自治公民館への地域活動継続支援、農林水産業者に対する燃油・資材高騰対策、民俗文化財保護、子ども食堂及びフードバンク等、市立医師会医療センター運営。



藤田　直仁 議員

Q　地区自治公民館への物価高騰支援事業において、領収書提出や実績報告は必要か。

A　国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いに基づき、自治体の裁量および公民館側の事務負担軽減のため、個別での実績報告や領収書の提出は求めていない。



野村　和人 議員

Q　市の補助金等交付規則との関係や、今後の監査等への対応体制は担保されているか。

A　地域振興補助金の要綱等に基づき手続を行っている。申請段階で用途を確認しており、公金としての妥当性を外部へ説明できるよう算定根拠や実態把握の体制を整えている。

産業建設常任委員会

委員	◎藤田　直仁　○松下　太葵　大坪　元気　香山　二郎　山口　仁美　鈴木てるみ 仮屋　国治　宮内　博

◎委員長　○副委員長

２件の議案と１件の陳情を審査

ここに注目！ 市道災害復旧工事の請負契約2件を締結

７災第661号犬飼滝線　　７災第492号平山～丸尾線



宮内　博 議員

Q　崩落現場周辺で現在通行止めとなっている、市道妙見中通り線の復旧の見通しはどうか。

A　既に受注・着工しており、樹木の伐採等を進めながらできるだけ早い復旧を目指している。



香山　二郎 議員

Q　切り立った崩落現場に対し、同様の降雨に耐えうる工法なのか。

A　土質試験を実施し、補強土壁工や現場吹付法枠工など最適な工法を検討して国の採択を受けている。



通行止めとなっている
平山～丸尾線

文教厚生常任委員会

委員	◎久木田大和　○塩井川公子　田中紗弥佳　渡邊　理慧　立和田広司　渡邉　圭章 植山　太介　竹下　智行　川窪　幸治

◎委員長　○副委員長

３件の議案と２件の陳情を審査し、２件の意見書を提出

ここに注目！ 万膳小学校を令和9年3月末で廃校へ

牧園町万膳地区の公民館長と保護者代表から要望を受け、万膳小学校を令和９年３月31日で廃校とする条例改正案を可決。



渡邉　圭章 議員

Q　令和９年４月時点の在校生数や通学手段等はどうか。

A　令和８年度の児童数は６年生３名、４年生が１名、３年生が１名となっている。令和９年度は新１年生が０名となる予定。校区分けについては、今後の審議会の中で決まった学校に行く流れとなり、それに基づいて通学手段が決まっていく。

不登校支援の充実を求め提言

不登校児童生徒が増加する中、本委員会では、学校における支援体制をはじめ、教育支援センター、かけはしサポーター、フリースクールなどの取り組みについて調査を行いました。
その結果、既存の支援につながっていない児童生徒への対応、多様な学びや居場所の確保、相談体制の充実、保護者支援、さらには経済的負担の軽減など、さまざまな課題が明らかになりました。不登校児童生徒への支援をさらに充実させるため、本委員会として本会議において提言を行いました。

総務環境常任委員会

委員	◎久保　史睦　○木野田　誠　稲留　誠也　町田　和己　塩月大志郎　今村　純子 野村　和人　徳田　修和　前島　広紀

◎委員長　○副委員長

６件の議案を審査

ここに注目！ ケーブルテレビの多チャンネル放送を提供終了へ

南九州ケーブルテレビネット㈱が提供する多チャンネルの放送が、設備投資等の理由により令和９年９月30日をもって終了することに伴い、霧島市ケーブルテレビ施設条例改正案を可決。



野村　和人 議員

Q　事業者側の判断ではあるが、事前の協議や説明はあったのか。

A　数年前から事前の通告があった。新しい配信方法への移行に多額の設備投資が必要となることから事業性が低いと判断し、多チャンネル放送の配信を終了することとされた。



今村　純子 議員

Q　提供終了に伴い、多チャンネル放送を何か他の方法で見ることはできるのか。

A　個別にアンテナを設置していただくことで引き続きCS放送を見れるほか、インターネットで同時配信しているCS系の放送などもある。

ここに注目！ 霧島市消防局職員の特殊勤務手当額を引き上げへ

「霧島市消防局職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正により、本局職員が緊急消防援助隊として被災地に出動し、救急・救助活動等に従事した際の手当額について、国家公務員との待遇の均衡を図るため、１日につき2,160円から2,880円に引き上げる。